

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和5年12月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>春日部市(以下「本市」という。)は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種の実施に係る事務(対象者への通知、予防接種記録の管理、接種委託費用の支払い、副反応報告、健康被害救済措置等)を行うものである。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・予防接種の実施に関する事務・健康被害の給付に関する事務・実費の徴収に関する事務 <p>番号法の別表第二に基づいて、本市は、予防接種法に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 春日部市中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条第1～6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(提供) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の16の2、16の3の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、「別表第二主務省令」という)第12条の2、第12条の2の2 (照会) 番号法 第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項 別表第二主務省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険部
②所属長の役職名	次長(兼)健康課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-736-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-736-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 1.番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)	略(17の項) 略(18の項) 略(19の項)	第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) 略(17の項) 略(18の項) 略(19の項)	事後	根拠法令が追加されたため変更
平成28年9月15日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 村田 政彦	次長(兼)健康課長 宗広 則行	事後	平成28年4月1日付けの人事異動による変更
平成30年6月5日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要 3.個人番号の利用(法令上の根拠)		内容は変更せず文言を修正	事後	見直しによる変更
平成30年6月5日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(提供根拠) なし (照会根拠) 番号法 第19条第7号、別表第二第16項の2、第17項、第18項、第19項、別表第二主務省令第13条、第13条の2	(提供根拠) 番号法 第19条第7号、別表第二第16項の2、別表第二主務省令第12条の2 (照会根拠) 番号法 第19条第7号、別表第二第16項の2、第17項、第18項、第19項、別表第二主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	根拠法令が追加されたため変更
令和1年6月26日	所属長名、リスク対策	所属長 宗広則行	所属長名削除、リスク対策を追加	事後	様式変更
令和1年6月26日	請求先及び連絡先	市民生活相談課	市政情報課	事後	名称変更
令和1年6月26日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供) 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二第16項の2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(以下、「別表第二主務省令」という。)第12条の2	(提供) 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二の16の2、16の3の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(以下、「別表第二主務省令」という。)第12条の2、第12条の2の2	事後	根拠法令が追加されたため変更
令和3年5月28日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1.健康管理システム 2.共通基盤(連携・統合宛名) 3.春日部市中間サーバー	1.健康管理システム 2.団体内統合宛名システム 3.春日部市中間サーバー	事前	システム入れ替えのため変更
令和5年3月30日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会) 番号法 第19条第7号	(提供) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会) 番号法 第19条第8号	事後	番号利用法が改正されたため変更
令和5年12月6日	所在地	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事前	庁舎移転のため